意見番 号	意見内容	年齢	性別	職業
1	なぜパブリックコメント期間が1週間と短いのか、大事なことは早急に決めていくべきではない。謙虚に国民の声を聞くべきである。	41	男	研究員
2	私は千葉県の教員です。意見を募集しているとのことでインターネットでうっています。 土日を返上しての部活指導は法律でやらなくていい、または禁止にして欲しいです。生徒と相談しながらやればいいと言ってくる先生もいますが、教員の休みに気をつかう生徒なんていません。校長の退職強要により、私は今は休職しています。このことを訴えたくてもなかなか聞いてもらえず、何とか1月末に検察に告訴状を送りましたが、まだ返事は来ていません。生徒や親の中には信じられない失礼な態度やセリフがあり、こういうものもきちんと処罰する規定をつくって欲しく思います。ダメな学校に配属されたら、サンドバッグのように複数の子達から金銭要求などされ続けます。親に言っても、止まらないし、前校長などは「職員の中に1人、生徒に経済援助をしている者もいるから強く保護者とかに文句とか言えない」とまで言いました。私は、この人から何度も「辞めた方がいい、違う仕事をさがした方がいい」と言われ、一時は自殺すら考えました。一度だけ、録音テープをとり、去年の11月27日にフジテレビ特ダネで放映されています。		男	中学校教員
3	そもそも教育権とは、教育を「受ける権利」です。文部科学省の目論む1、学校教育法 2、地方教育行政法 3、教員免許法の改定は、どこをどう考えても国家に都合の良い人材づくりのための、教育を「与える権利」強化です。いうまでもなく「与える」主体は国家です。要するに、教育における国家権力の強化。 今春中学にあがる子を持つ親として、「子を国に取られる」時代の再来は悪夢としか思えません。絶対に容認しません!	55		
4	軍国主義を招く教育3法に反対します。		女	
5	学校教育法・地方教育行政法・教員免許法の改定についての作業が進められているようですが、初等・中等教育を良くするには 何よりも自由で雑用に煩わされず教育が出来る環境を整えることが大切です。しかし今進められている改定の方向は 是に逆行するもので 教育基本法改悪以来進めら得ている阿部内閣による教育破壊をさらに進めることになります。ですから現内閣のもとでの教育関係法律の改定には 反対します。		男	
6	お話の趣旨が全然わかりませんが?例の国旗、国歌問題ですか? 国旗、国歌 廃止ですか?(戦中派老人)		男	
7	学校教育法「改正」、教員免許法「改正」、地教行法「改正」の3法案いずれもに反対します。		男	元高校教諭
8	軍国主義の教育3法案に反対します。		女	
9	子どもの命と平和にこだわって活動しています。 1. 教育を国家権力がコントロールできる社会はどのような社会になるか、つい70年前、私たちはいやというほど悲惨な経験をしています。 2. 子どもの人権と命を真ん中においた教育をお願いします。 3. 教育を、政争の具、国家権力発露の具、にすることだけはやめてください。 4. 例えば、日の丸、君が代に反対する先生は、「不適格教師」と判定されるのでしょうか? 5. こうなってしまったら、もうそれはファシズム国家であります。 6. 自由・平等・人権・平和を国家運営の基本とする、民主主義国家建設のために努力してください。		男	

10	現実に教育の現場に携わっている多くの良心的な先生方、教育学の専門家である学者たち、日弁蓮の方々、教育への国家介入を憂う多くの市民たちがあれほど大きな反対運動を繰り広げたにも拘わらず、その反対を押し切って強行採決されたのが新教育基本法です。採決の有効性のみならず、この憲法違反の法律の正当性には大きな疑問が残っております。この違憲の法律を具体化さそうというのが一連の法律、即ち、1学校教育法2教員免許法3地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですが、制定には絶対反対です。『教育とは何か』を原点に立ち戻ってもう一度真剣に考え直してください。日本の未来を創造する子どもたちの"教育"について最も責任ある立場に居られるあなた方は重大な責務を帯びておられるのです。戦争を放棄し、軍隊を認めない憲法を廃止し、アメリカの世界戦略に加担し、同国への追随政策をさらに進めようとしている、小泉後継、安倍内閣の下で、一体日本はこれからどうなってしまうのでしょうか。日本と世界の平和を真剣に考え、そのために行動できる子どもたちを育てることこそが真の教育の目的だあり、使命ではないでしょうか。	69	男	年金生活者
11	教員免許法・学校教育法・地方教育行政法の改悪に反対です。そんなことより、少人数学級など教育条件を整えてください。			
12	神奈川県の保護者です。28日までとはなんと拙速な、と呆れています。教育基本法は大切な、大切なものなのに、偽りの世論作りを国民の血税でやって、数の横暴で変えてしまいました。この歴史、見ました。忘れません。1947年の教育基本法のために尽力を尽くされた東大総長の南原繁さんは、「(どんなに時がたって)変えようとしても、変えられるものではない」と明言されましたが、今の与党政権はなりふりかまわず子どもの目線など忘れ去って変えてしまいました。そのやり方全ておかしかった。国会で参考人として呼ばれた人たちの多くが「無視するなら何で呼んだのか。」と怒っています。 1と3は変える必要が無い。現政権は国家の力を強めようとしています。教育基本法に手をつけた理由のうち、大きな理由はこのことといわゆる「愛国心」のことです。しかし「地方分権」を一刻も早く本物にしなければならない時代の趨勢の中で逆行してはならないのです。 2は中川昭一氏が述べたような「デモで騒音をだすような勝手なことをしている教師」が狙われることが明らかですが、デモは憲法で認められている権利です。2を決めるならそこには絶対に民間人が必要です。人権に関する見識が真に高い人を関わらせることを絶対条件にして下さい。京都で初めていやらしい報奨制度が導入され「優秀」な教師に図書カードが配られましたが、こんなやり方に保護者は反発しています。こどものためにがんばるのは当たり前であって、「報奨制度」があるおかげだなんて教師本人を侮辱するものです。これ以上学校現場の自由裁量権を奪うとき、フィンランドとは全く逆の「子どもに考えさせない」現場となるでしょう。教育委員会にはもっと独立性があるはず、とされているのだからびくびくしないで「上意下達」に陥らないよう犬山市のように毅然としていたら、市民も支持するでしょう。言いたいことはもっとありますが、フィンランドが「学カー」とされたわけを学んでください。堀田力さんもおっしゃってますが今の日本の「教育改革」は逆です!そんなわけわからないことばかりするから安倍政権は支持率急降下なのです!			
13	これは「改正」ではなく、改悪以外の何ものでもない。反対です。前国会での教育基本法「改正」そのものが強引なやらせで改悪したもの。子ども・父母・教員を益々苦しめるもの、国の将来にとっても重大な禍根を残すものです。今、教育の再生にとって大切なことは、国連子どもの権利委員会の勧告を真摯に受け止め、その勧告にそって教育制度を改めること。今回の三本の「改正」は、勧告に指摘されている子ども・教師・父母など国民との矛盾を一層拡大し、事態を深刻にするものです。求められているのは学校が子どもたちの声を聴き、みんなで子どもに寄り添い指導することです。提案されていることは管理・統制を強化するもので求められていることとは180度違っています。		男	

14	今ほど、きめ細かい教育行政が求められている時はありません。地域や学校の実情をしっかりととらえて、きめ細かい援助をしていくことが求められています。教育委員会の担当地域の拡大につながる教育委員会の在り方の改正は、現実の求めるところに逆行するものといわざるを得ません。 私もかつて教職にあったものです。日本の教師は、大学時代から学部の単位とはべつに教職にかかわる講義を学び、専門的力量をつけることを要求され、それに応えて資格を取得しています。専門職としての力量は、世界的にも高水準にあります。アメリカのように、教職が専門職としてきちんと位置づけられておらず、待遇も悪く、社会的評価も低いことで、なり手がない中で教師の質が必然的に低下したところでは、免許の在り方の検討や研修の義務づけも必要でしょうが、日本では不要です。むしろ教師をおとしめるような措置を執ることになり、将来的には教師のなり手を失い、アメリカの轍を踏むことになることを危惧します。いじめの問題にしても、教師や子どもたちのみに対応を絞っている感があります。教師がもっと子どもたちにきめ細かく対応できるようクラス定員をヨーロッパ並にするなどの行政援助こそ求められています。教師が子どもたちの状況を十分に掌握できない状況のままで、いじめに厳しい罰則を科するなど、問題をますます追い込んでいくだけでしょう。子どもと教師たちの現実を暖かく見直し、法案の在り方を再考されることを求めます。		男	
15	今回の意見募集は、中教審における審議の参考にするためのものとのことですが、募集期間がたった6日間というのは非常に問題です。「高等教育関係」にいたっては後から追加するなど、隠蔽的ですらあります。22日に意見を出していれば、その後に追加されたことを気づかない可能性が高い。どうしてこのようなことになるのでしょうか。これでは、貴省が真に広く意見を聞く意思があるとは到底思えません。タウンミーティングでのやらせ事件を髣髴とさせるものです。強く抗議します。	41	男	団体職員 (日本私立 大学教職員 組合連合書 記次長)
16	(改正案全般について) ほとんどの項目について議論が足りない。特に、教育再生会議が偏った考え方の委員で構成されていることが問題である。教育には国家や政治が介入してはいけないという自明の原則から大きくはずれているし、異なった意見を無視して進める政策はうまくいくはずがなく、説得力もない。さらに、最近の教育学・教育社会学の成果や民間の教育活動の成果、外国の教育政策の効果などを無視するのはなぜだろうか。文部科学省はこういう疑問について説明責任を放棄しているのではないだろうか。民主主義の原則に基づき、教育再生会議をいろいろな考え方を持つ委員で構成し直して、議論をやり直すべきである。 こうした第一次報告に基づいた改正案全般について、これによって日本の教育にどんなメリットがあり、どんなデメリットがあるのか検討不足としか言いようがない。	53	男	高校教員
17	教育基本法の改正を踏まえて改正されるということなので、まず基本法の改正の問題点を述べ、その後にそれでも教育基本法が重視しながら、学校教育法の改正の方向には示されていない点を指摘したい。 教育基本法は、本来日本国憲法の精神を教育において具現しようとするものですが、果たしてそのようになっているでしょうか。また日本文化の在り方や世界史の流れの中で、将来の国民に幸福をもたらし、人類の平和や福祉に貢献するものとなるでしょうか。まずは成立の事情からして国民的理解と合意を得ているとは思えません。それは旧教育基本法の内容を十分国民に啓発し実現しようとはせず、学校教育や人心の荒廃の責任を教育基本法や憲法に押しつけようとしている政治家や指導者(改憲勢力)の動きや発言の経緯を見ても明らかです。また改正の内容の検討が、与党の密室協議によってなされ、世論の慎重論を無視して選挙の中心争点にもせず、さらにタウンミーティングでは「やらせ質疑」をさせるなど、教育的(道徳)的)説得力を持つべき基本法にあるまじき成立事情であるといわざるを得ません。 そこで、新しい教育基本法が、旧基本法と比べてどのように普遍性を欠き、世界に対して閉ざされた独善的なものであるか、またあるべき倫理思想として、日本の文化的伝統の欠点を自覚しない未熟で偏狭なものか、それ故に21世紀の日本の教育に、いかに相応しくないか、そのためこの欠陥を補うために、学校教育法がどのような方向性をもたねばならないかを示しておきましょう。			

- 日本文化の伝統の特色の一つとされるとされる日本的心情倫理は、共同体(ウチ・ムラ・国家)における和をもたらすと同時に、共同体的権威(神・権力・メディア)による集団主義的強制と自閉的完結性(排他性)をもたらし、個人の自覚・自律と自由・共生にもとづく開かれた民主主義の成長を阻んできました。個の自覚と自律なき共同体の倫理では、個々の生命や人間としての権利尊重の精神が、共同体(国家)の名によって制限され、世界に開かれ信頼される日本的アイデンティティを創造的に構築することは不可能でしょう。
- 〇 教育による民主主義道徳の創造は、従来の依存的要求型の民主主義でなく、主体的参加型の民主主義をめざすことによってこそ実現されます。しかし旧教育基本法でも主体的参加に必要な自主・自立の精神を育成する方向が明確であったわけではありません。旧法では「個人の尊厳を重んじ」や「個人の価値をたっとび」と表現しながらも、自律的個人による参加型の民主主義が強調されなかったこと、自律的個人を育成する心情的基盤となる新たな家族倫理と人間関係(道徳)を

明文化できなかったこと、そして議論(言挙げ)忌避の日本的文化伝統を打破できなかったことなどの問題を指摘できます。

個人が安定的な人間関係(と美しい自然)の中で、ありのままの心情・要求を自覚し、言語的に表現し議論してこそ自己自身や相互の理解が深まり、個人の成長と参加型の民主主義の実現が期待されるのです。ちなみに文部省や地方教育委員会が、戦後学校現場に民主主義を根付かせようとしたことはほとんどありませんでした。

〇「新」教育基本法には、共同体(国家) への従属の倫理としての「公共の精神」があっても、 民主主義の主権者を育成する精神がありません。また「伝統の継承」「伝統と文化を尊重」と 伝統が強調されていますが、伝統には日本文化全体に特徴的なものや戦後の日本国憲法に 相応しい民主的伝統や戦前の封建的国家主義的伝統もあって、後者の日本的偏狭さに逆戻 りする可能性をはらんでおり、非常に危険な基本法であるといえます。 現行憲法や旧教育基 本法に見られる「普遍的な理念」が、新法において欠如していることについては、成立後の総 理大臣談話や文科大臣談話(注)にもかかわらず、「大切に」されていないし「継承」もされてお らず、巧みに(あからさまに)抹消されています。例えば、前文において「普遍的な理念」と考え られる「民主的で文化的な国家」と「世界の平和と人類の福祉」は、旧法ではその「理想の実 現」を「教育の力」に託していますが、新法では「理想」も「教育の力」も削除され、「願うもの」す なわち願望に終わっています。 また旧法にあった「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創 造」そのものが削除され、新法では、普遍的でない(愛国心中心の)\$B!V8x6&\$N@:?@!W\$H(封 建的)「伝統の継承」が中心項目として加えられています。そして、それらに基づく「新しい文化 の創造を目指す教育を推進する」とされています。しかし一体公共の精神と伝統を継承する 「新しい文化」とはどのようなものになるのでしょうか。戦前の「滅私奉公」「精神主義」を連想す るのはそう難しいことではないでしょう。 さらに旧法では、学校の教員は「全体の奉仕者」(第6 条)とされていたのが削除されて、「自己の崇高な使命を深く自覚し」(第9条) とここでも精神主 義が強調され、教員を聖職者にしようとの意図が感じられます。これは宗教教育を、旧法では 「教育上これを尊重」(第9条)する義務であったのが、宗教的教養として「教育において尊重」 (第15条)する義務に変えられ、学校教育への宗教(神国)教育の導入を可能とするものになっ ていることと無関係ではないと思われます。

18

○ 上で述べたような「新」教育基本法における普遍性の欠如(滅私奉公)と日本の伝統の継承 (特に神道)の最大の問題は、「新しい文化の創造を目悗后ぢ新法前文)と表現してはいます が、旧来の退嬰的な宗教・道徳の強制や普遍的理念(憲法三原則」)の実現の障害になると考 えます。多様な価値観の共生を図るべき学校教育の場で、思想信条の自由を侵害するような 教育は厳しく抑制するべきなのです。いわゆる社会規範の乱れや公徳心の欠如した状態は大 人社会の反映であり、競争や拝金主義、マスメディア(誰が主体なのでしょう)の流す低俗文 化、保守政権や高級公務員の不正をただすことこそ「教育荒廃」を克服する特効薬なのではな いでしょうか。「新」教育基本法に見られる発想は、日本国憲法における普遍性すなわち「平 和・人権・民主主義」を、日本文化の肯定的な基礎(和・共生の精神)の上に強化するよりも、日 本文化の否定的側面(依存的集団主義・言挙忌避)によって隠蔽ないし溶解しようとするもので す。これではとうてい前文にあるような「我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立」できませ んし、世界とりわけアジアから尊敬される品格ある国には成り得ないでしょう。 まず日本国憲 法前文では「主権が国民に存することを宣言」していますが、桂、任蓮△修陵曚亮存修鮗膰⊆ 圓琉蘋箋賈,砲ム辰拭崋臈鎖澄鎖澄廚茲蠅癲軌藕埓ぢ新基本法)の押しつける「公共の精 神」が強調され、憲法で保障された幸福追求や思想良心の自由(第13、19条等)などの民主的 道徳よりも、人権を無視した官製の強権的公共道徳が推進されるおそれ(すでに現実化してい る)があります。 また日本国憲法第26条「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有す る。」に対して、新法第14条では「能力に応じた教育を受ける機会をあたえられなければなら ず」となっています。ここには「等しい教育」を受けさせなくても「能力に応じた教育」で十分であ るという人間能力を固定的に捉える差別的教育観が現れています。 さらに憲法第26条では 「義務教育はこれを無償とする。」とありますが、旧法と同様に新法第5条では「義務教育につ いては、授業料を徴収しない。」とされており、「無償」を「授業料」に限定することは違憲の疑 いを避けられません。

59 男 地方公務員

	○以上のように、個人の自覚(自我や人権の確立)にもとづく民主主義や平和の追求魎鬚垢 襪箸い Y 靏榲雰膣戮鮖朕靴靴ざ軌藉靄榾,蓮椶こ Δ 紡嵯匹気譟 U こ Δ 乏譴親椶凌靴靴な顕 修鮗鮖辰徳和い掘 U こ Δ 諒刃造畔 ○ 磴帽弩 イ 垢 襪燭瓩砲和腓 ④ 幣祿 欧 砲覆蠅泙后 F 瞭椶 未垢觴 匆 颪 虜造鯊燃垢襪燭瓩砲癲 □ 柱,量簑蠹世魏鯡世掘 ∈ 8 素隆慙 V,凌概 弔鮨爾瓠 ∩ 甬泙亡靄榾一里鮑堂気掘椶涼瓦 Δ 戮鳴っ ε 般燭鬚呂燭紘廚 Δ 襪里任呂覆い任靴腓 Δ '椶 老茲靴董嵒當未旅顱廚任呂覆 ◆ 崾昔遒旅婢顱廚任 Δ 蝓 △ 修里海箸鮗 个 靴 討い森 面覆里任 后 K、録佑凌瓦塙堝阿鮃澗垢觚斥佞任后靴靴修慮斥佞洋狹疊 互 ④ 鮖燭覆韻譴 弋椶涼曚 X 素欧計 ④ 新租礎佑蓮 ∈ 討喻畛瓦弊鐐茲鬚發燭蕕靴佑泙擦鵝F 椶鮑討喟 こ Δ 慮瓢砲靴覆い 燭瓩法 ⊆ 海 反祐屬隆屬痢嶇造閥検廚 こ Δ 帽 ④ 泙 襪茲 Δ 法 楔旅餘廚洋爐 了嚇限 犬畔 ○ 磴砲 吊覆襪茲 Δ 法 椶龍軌蕕 ニ κ 刃造帽弩 イ珪淹燭気譴襪茲 Δ 法 U 弧 獨 空世靴 晋 下佞 U 気靴じ 斥 ぢ 法)として役立つように、この教育基本法はさらなる改訂によって真の(!)国民的合意を得ることが必要とされているのです。しかるに直ちに再気 垈椎修任 Δ 譴 式 編,箸覆 覲惺散軌號,砲い討修侶膣戮篏爾気譴覆韻譴个覆蠅泙擦鵝修里燭瓩法軌藉靄榾 ‖ 莪狸髻紛軌蕕量 榲砲北席顕修気譴討い襦峩軌蕕蓮 ⊃ 由 る に直ちに再気 垈 柱修任 Δ 譴 電 計 報 雲 影 動 監 とされているのです。しかるに直ちに再気 垈 椎修任 Δ 譴 電 電 報 計 電 電 報 記 報 記 報 管 報 記 報 報 記 報 音 報 記 報 語 音 質 語 日 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 語 音 報 記 報 語 音 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 記 報 語 音 報 語 音 報 記 報 語 音 報 語 音 報 語 報 語 音 報 語 報 語 音 報 語 音 報 語 報 語			
19	教育改革ことにいじめ問題について以下の2点についてお考え下さい。 1)いじめは教師の目の前ではおこりません。 教師の仕事量を減らして教室にいられるような時間を確保する、あるいは保護者のボランティアなど誰かが子どもたちのまわりにいるようなことを制度化して下さい。 2)いじめは子どもたち自身の問題です。 大人たちは解決の手伝いは出来ても、子どもたちが自分たちで解決しようとしなければ解決の道は生まれてきません。児童会や生徒会、組、部活動、その他学校生活にピア・サポート・プログラムを導入できるような教師の研修を早急に実施して下さい。		男	
20	教育に「目標」を書き込むと、どれだけ達成できたかを評価しなければならなくなります。「国を愛する態度」の評価については、前首相や文相も「しなくてもいい」「とんでもない」等の国会答弁をしています。 実際、現場の教師も、子どもに建て前を教えるだけで「二面性」が強調され、ますます子どもの内面・本質を見逃し、いじめや不登校などの問題を深刻化するものであるという意見が多いです。考え直して下さい。	44	男	小学校教諭
21	教育に対する国家の介入を具体化する「三法案」に反対の意志を表明します。弱者は統合、切り捨てする発想に強い違和感を感じます。平等で誰もが安心して教育を受ける事ができる 為の条件作りをして下さい。競争、競争はもう真っ平です。			
22	教育委員会・文部科学省などの教育行政の責任は、教育条件の整備が中心のはずです。教育の専門家でもない官僚が教育内容に口出しをすることは、先の国会論議でも明示されたように「不当な支配」に相当するだけでなく「思い上がり」と言わねばならない。今回の法改正が国家・教育行政による教育への不当な支配を助長する危険性がとても大きく、法案の「改正」には反対します。 また、今回の法改正により、中央集権制的な行政にタテのラインが導入され、一層の管理統制が進むことが危惧されます。教育は教職員をはじめ子ども・生徒に直面する現場が直接に責任を持ってなされなければ実際には何もできません。管理・統制ではなくフィンランドのように条件整備に専念し、安心して教育に専念できる環境作りを考えていただきたい。 教育委員の資質向上には賛成です。教育委員会の会議を傍聴していても、教育委員としての見識を疑う発言をされる委員が多いことに幻滅します。しかし、教育委員会制度を見直すのであれば、教育委員の公選制などを再度検討し、本来の権限と自覚を持った制度に変えるべきです。国民・市民に開かれた教育行政の実現のためには、教育委員会の民主化がとても大切です。そのことを抜きにして「資質向上」を議論しても空論に過ぎません。			

		1	•	
23	<意見―3〉「義務教育行政体制の破壊者とそのメカニズム」 法で定められた義務教育体制はどのような姿であるかについてはく意見―2〉の中段で述べた通り、文科大臣―校長―教諭と一貫した教育行政法の法筋を、文科省並びに教育委員会の公務員が協から支える姿であります。しかしながらこの一貫した法筋は、教育行政法の施行に反対し、妨げる政治的行為を推進する勢力によって寸断され、破壊されているのが現実であります。その主役的役割を果たしたのが国家公務員法、地方公務員法を主管する総務省の左翼勢力であり、実戦部隊として文科省左翼勢力でありました。これらの左翼勢力であり、実戦部隊として文科省左翼勢力でありません。これらの左翼勢力は、制限された政治的行為の扇動者即ち日教組、政治的行為の実行者即ち教職員、政治的行為を制止する立場にある教育委員会の三者が三者とも、制限されている政治的行為を侵しても、侵したことにならない、それを取り締まる当事者が存在しない、非を免れることができる、何の責任も生じない法制即ちメカニズムを種々開発し、各所に仕掛けました。与党政治家は、騙されてこのメカニズムを護決してきているのであります。そのメカニズムの一端について以下に説明します。教育行政法の施行を妨げる政治的行為の側面から捉えた場合、文科省職員は国家公務員法の下にあります。教育会員会は、その教職員が地方公務員法の下にあります。校長と教職員は国家公務員法と教育公務員特例法第18条(罰則規定適用除外)の下にあります。校長と教職員は国家公務員法と教育公務員法の下に応助する法律の執行者が、その法律の執行を妨げる行為を侵した場合に適用される法律が三段に分散されているのです。 柳えば、国家公務員法の下にある教職員に違法な政治的行為があった場合、地方公務員法の下に職務責任を負わされている教育委員会は、その教職員があった場合、地方公務員法の下に職務責任を切ける活動を判している。またどこの上部機関につなぐのであろうか。国家公務員法の問題として、直接人事院又は文科省が受け上めるのだろうか。不明です。法筋が一貫していません。平成13年横浜市教育長の言葉は、日教組の勝利宣言を聞かされているよととと同義語であります。これは「教職員組合の政治活動については、これを制限する法律の表に表により、対方の表に表に、歴史的に各所に仕掛けられている法体系がある以上、今先ず実行しなければならないことは、歴史的に各所に仕掛けられている法体系がある以上、今先ず実行しなければならないことは、歴史的に各所に仕掛けられている法体系がある以上、今先ず実行しなければならないことは、歴史的に各所に仕掛けられている法体系がある以上、今先ず実行しなければならないことは、歴史的に各所に仕掛けられている法体系がある以上、今先ず実行しなければならないことは、歴史的に各所に仕掛けられている法体系がある以上、今先ずことであります。以上	79	男	無職
24	1, そもそも、法改正の趣旨が「教育基本法が改正されたから」というだけのことと、法案そのものが示されない時点で、しかも、極めて短期間に限定して国民の意見を求めることに強い疑問を感じる。タウンミーティング同様、「国民の意見は聞いた」との形式を整えるためだけなのか。	62	男	団体職員
25	日本の社会ではものづくり立国日本の根本を揺るがしかねない事件が頻発しております。建築物、乗り物、食品、ありとあらゆるところで、開発者・生産者のモラルを疑わざるを得ない状況です。技術リテラシー、ものづくりや技術への理解を養う項目を小中、高等学校において、明確に盛り込む必要があると思います。	46	男	教員
26	相変わらず、国は金を出さずにこういうことばかりやるのですね。子ども達の内心の自由を侵害し、子どもの権利条約にも違反するもので、とうてい国際的に耐えられる教育法規にはなりえません。 教育改革の押しつけで現場は悲鳴を上げています。もっとお金をかけて教員の数を増やしてください。イデオロギーの押しつけにはこりごりです。	57	男	教員
27	今、考えられている方向について反対だということを申し上げておきます。普通のお 父ちゃんやお母ちゃんの感覚・願いこそ大切にするべきです。上から命令するような 改革には反対です。			
28	義務教育は、日本国憲法の基本理念である、主権在民、基本的人権の尊重、戦争の放棄、に基づいてなされるべきと考えます。平和教育はいったいどこへいってしまったのか。	39	男	会社員

				,
29	意見: 国(文部科学省)・教育委員会による、内心の自由侵害をも肯定するような管理体制確立に反対いたします。 私たちの先輩たちは、太平洋戦争の前(1930~33年)に、当時国家神道・天皇制軍国主義対制を確立していく時代に、「信仰上の理由で神社参拝をしなかった」ために国家から弾圧され、社会から排撃されました。当時の風潮は、国家神道・神社は超宗教であって、すべての国民はどんな信仰を持っていても「神社参拝・天皇崇拝」を強制されました。ですから、私たちキリスト信者のように、「創造主である真の神以外の他の者は崇拝しない」という信仰を持っていた者たちが、ひどい排撃・迫害を国から、学校から、地域から受けたのであります。 戦前と同じ思想を持ち続けていると思われる文部科学大臣は、先般2月25日の講演の中で、人権は大切だが、人権を尊重しすぎたら、日本社会は人権メタボリック症候群になる」と国民の人権を蹂躙するような思想を持っていれば、その人たちが作ろうとしている制度を疑わざるを得ません。わずか70~80年でこの日本の国は再び信仰も言論も自由のない国になってしまうのでしょうか? 将来有望な児童・生徒を教育・養育するためには、丸暗記・入試中心の教育ではなく、しっかりとしたカリキュラムを持って基礎学力教えることが必要です。それと同時にもっと大切なことは、多種多様な考え方を持った人格形成のために、宗教・思想の自由を教えてしかるべきです。1999年から現在に至るまで、文部科学省や教育委員会が行ってきた、卒業式・入学式における日の丸・君が代の強制などは、まさにそれの逆行です。 今はわが国も、日本人だけではなく、多くの外国人・日系人もともに、他民族・異文化が共生・共存する社会になってきました。一個人の人権を最優先にして、不必要な(将来的に為政者などの暴走・独裁などによる大政翼賛の危険性を想像させる)管理体制・押しつけの体制確立を止め、真の自由な教育を目指して欲しいと思います。	47	男	キリスト教会牧師
30	現行の教育基本法法は、日本国憲法(特に11条、12条、13条、14条、21条、と りわけ19条と23条と26条)に違反しているもので、絶対に反対です。	46	女	体操教室経 営
31	数々の国家予算は、地方の力だと言って削り、従わなければ指導する。なんて、金はださずに口をだす。こんな、法律には絶対反対です。	46	女	体操教室経 営
32	1.将来にかかわる教育の問題について、2月22日から28日という1週間というわずかな期間内にパブリックコメントを募集し、法案を作成しようとしていること自体がきわめて拙速であり、広く市民や教育現場の意見を踏まえて改善を図ろうとする姿勢とは到底考えられない。 2.教育とはつまるところ日々の実践の積み重ねであり、過去の法律や学習指導要領を含む制度的なもの変更によって、どのような改善があったか、あるいはなかったか、ということについて、残念ながら学問的・科学的な知見に基づく市民レベルでの合意は得られていない。この「改正の方向」の基盤となる昨年の教育基本法の「改正」の経過に関して、つぎのような問題点があり、それらについて与党・政府・文部科学省がなんら反省をしていないことをみても明らかである。・タウンミーティングのやらせ問題・多くの参考人・公述人の意見や見解が無視されたこと・強行採決をしたことこのような状況下で、教育基本法よりもさらに拙速に、いたずらに法律を変更することは禍根の上に禍根を重ねることになる。3.以上は学校教育法だけでなく、地方教育行政法および教員免許法についても同じである。	49	男	会社員
33	内容以前に、22日公示で28日締め切りというのはあまりにも酷いのではないでしょうか。これでは内容について検討したくとも、とてもそんな時間が取れません。タウンミーティングのやらせ同様、これで「国民の意見を聞いた」とはとても言えません。アリバイ作りの意見募集をするのではなく、法改正の政治日程をまずは見直すべきです。	34	男	阪南大学経 済学部助教 授

34	内容以前に、22日公示で28日締め切りというのはあまりにも酷いのではないでしょうか。これでは内容について検討したくとも、とてもそんな時間が取れません。タウンミーティングのやらせ同様、これで「国民の意見を聞いた」とはとても言えません。アリバイ作りの意見募集をするのではなく、法改正の政治日程をまずは見直すべきです。	34	男	大学教員
35	内容以前に、22日公示で28日締め切りというのはあまりにも酷いのではないでしょうか。これでは内容について検討したくとも、とてもそんな時間が取れません。タウンミーティングのやらせ同様、これで「国民の意見を聞いた」とはとても言えません。アリバイ作りの意見募集をするのではなく、法改正の政治日程をまずは見直すべきです。	34	男	大学教員
	教育に関する問題は慎重に議論することが必要です。しかし、今回のパブリックコメントの募集期間は短かすぎます。しかも、どこをどう変えるのか、なぜかえるのか説明がないまま、意見を求められても、多くの国民は意見を出しにくいと思います。まるで「国民の声は聞いた」というアリバイ作り的な感じさえします。将来の日本をどういった方向に導こうとしているのかが全く明らかにされない中でのパブリックコメント募集といえます。もっと時間をかけて、国民的な議論のもとに進めることを強く希望します。したがって、今回の改正については反対します。拙速な変更はしないで下さい。	47	男	会社員
37	あまりに中央集権的、上意下達的な教育体制だったことが、日本を悲惨な状態に追い込んだ原因の一つだというのが、第2次世界大戦前の日本の教育制度に対する反省であると思います。 そうならないためには、何よりも、現場の自主性、自立性が大切にされるべきだとおもいます。 教育の世界は政府あるいは、中央官庁の作ったマニュアル通りの言葉を生徒にいえば、生徒は学習に意欲を示し、いじめはなくなるというような世界ではありません。 教師の心が、生徒の心より、中央官庁の命令や指示に関心を向ける様になったときが教育の危機ではないでしょうか。 憲法に保障された思想信条の自由が最大限に生かされた学校教育法が必要とされていると私は思います。	49	男	教員
38	子ども不在、現場無視の教育改革には、断固反対します! [教育再生会議]は学校現場の子ども、保護者、教職員の声を聞くことも、これまでの施策の検証をすることもなく議論はすすめられ、しかも審議は非公開でおこなわれ、国民の合意や理解もはかられないまますすめられています。報告は公教育を機能不全と決めつけ、狭義の学力論、規範意識で子どもをしばり(教員の質の向上)と称して教職員の管理を強化するものであると考えられます。管理、評価、厳罰化私達はこれらの危険な動きに断固反対します。		女	
39	学校教育法の改正の方向についての意見「国の勧告や指示ができると言う文言を入れないことを求めます」	55	男	公務員
	端的に。これほど重要な問題について、なぜパブリックコメント受付期間がこのように短いのか。しかも、現場教員が非常に忙しい年度末の時期に。意図的に現場の声を排除する意思がないとするなら、期間延長または、改めてパブリックコメント期間を再設定するべきです。	53	男	教員
41	今回の意見募集は期間が公示日を含め1週間と極端に短く、行政手続法第三十九条の第3項「公示の日から起算して30日以上」という原則に反している。同法は第三十九・四十条に例外規定を設けているが、この異例な扱いが同法に照らして妥当なものか、説明がなされるべきです。	53	男	高校教員
	今回の「教育職員免許法等の改正の方向に関する」意見の募集は公示日を含めて1週間という異例の短さであり、そもそも行政手続法第三十九条の第3項「公示の日から起算して30日以上」という原則に反している。同法は第三十九・四十条に例外規定を設けているが、この異例な扱いが同法に照らして妥当なものか、説明がなされるべきであろう。文科省の意見募集一覧表には、上記法を含む教育3法の重要な改正の方向であるにも関わらず「任意の意見募集」だと付記されているが、その意味するところについての説明もない。案件の重要性に鑑みて説明・広報をきちんと果たした上で、意見募集期間を最低3ヶ月に延長すべきである。	53	男	高校教員

43	今回の「学校教育法の改正の方向」二関する意見の募集は、公示日を含めて1週間という異例の短さであり、これは明らかに行政手続法第三十九条の第3項「公示の日から起算して30日以上」という原則に反しています。同法は第三十九・四十条に例外規定を設けていますが、この異例な扱いが同法に照らして妥当なものか、説明がなされるべきです。eーGovに掲載の文科相所管の意見募集一覧表には、これら3法の改正の方向について「任意の意見募集」だと付記されているが、その意味するところについての説明もない。行政としての説明責任をきちんと果たすべきです。口をつぐんだまま28日の締切を秒読みしているのだとしたら、同手続法の第1条、「行政運営の公正の確保と透明性」「国民の権利利益の保護に資する」という目的に反した運用と言わざるをヲ得ません。	53	男	高校教員
	〈意見―4〉「国家観稀薄な地方自治体に国民を育成する教育は絶対に任せられない」「教育は国民の育成を期して行われなければならない」とする教育の目的は、新教育基本法に新設された「国を愛する態度の育成」と相俟って、今まで以上に強い国家的要請となっています。中就、義務教育段階の公立学校において、学校教育法に基づき教科に権限、責任を有する文部科学大臣が、更に今まで以上に確たる国家観を持って教科を定めなければならない立場にあります。これに対して現在の文部行政執行体制は、日教組の教育行政法施行を妨げる運動の前に全く無防備状態に置かれています。即ち文科省職員は国家公務員法、教育委員会並びに教職員団体は地方公務員法、校長と教職員は国家公務員法並びに教育公務員特例法第十八条(罰則規定適用除外)と、職員の職務を拘束する準拠法規が三段階に分割されています。このために夫々の法が機能せず、学校の管理運営は、日教組の運動によって教科を含めて占拠された状態(例えば過激性教育、人権教育等)になっています。 従って新教育基本法制定後文科省が第一に取組むべきは、この準拠法規の一本化であります。この場合の最も常識的な解決法は、教育委員会職員並びに教職員団体を国家公務員法の下に置くことであります。結果的に義務教育は、中央集権的に行われることが、最も自然な形態となります。 このように三段階に切り刻まれて重大欠陥をはらんでいる義務教育の執行体制に、この時期に地方分権推進法によって、更に義務教育執行体制を法で細分化する地方分権は、日教組の罠にますます嵌るでしょう。 況してや地方行政職の誰が国家観を有するのだろうか。これは皆無です。以上		男	無職
	教育基本法の改正や、それに伴った教育職員免許法など、教育に関わる様々なことが変革されようとしています。今なぜ教育に関する法律や法令の改正が必要なのでしょうか?現在の教育における課題の多くは、家庭であり、地域であり、社会ではないのでしょうか?安定した家庭であれば、きちんとしたしつけもできるのではないでしょうか。学習やしつけや道徳観や社会の規範など、全てを学校教育に任せていることが間違いではないでしょうか。それを対処法的に法の改正だけで、多くの課題が解決できるとお考えですか。世論や社会の目をかわすために、法の改正が行われているのではないでしょうか。地教行法にも教育委員会の権限の強化などがあります。本当にこれで学校教育はよくなりますか。教育は人をつくり、人は国をつくります。そのために人と予算を使わずして、宇宙開発や自衛費を使うことが正しくて、法の改正などという目先のことだけを考えて、ごまかしていませんか。もっと教職員を多く配置し、一人ひとりの子どもたちに目が届く、寄り添える教育現場を作れるよう、考えてください。法の改正より、もっと大切な取り組みをお願いします。	43	男	公務員
	 1. 教員免許更新制の導入 2. 指導力不足教員の人事管理の厳格化 3. 免許状の失効の全部について反対です。 教職員の健全な自主的教育活動を阻害・破壊するからです。 	56	男	無職
47	児童・生徒への懲戒規定は不要です。懲戒規定は学校が子どもたちを受け止める・受け入れる・理解すること等をすべて妨げます。	56	男	無職
48	今後日本も批准する予定である国連による障害者の権利条約(差別禁止条約)の内容である インクルーシヴな教育という観点を明確に示すべきです。	56	男	無職
49	重大案件であるのに、意見募集期間が、あまりにも短い。募集期間の延長、もしくは再募集すべきです。	56	男	無職

	国会等での検討・論議などがまったく不十分であり、国民へ発する情報もきわめて少ない中で「改正」を急ぐのは無謀です。 丁寧な議論・検討がもっと必要です。	56	男	無職
51	こどもの権利条約にも述べられているところの、教育の場を選択する際等には本人や保護者 の意見を最大限尊重するということを明確に示すべきです。	56	男	無職
52	これ以上学校での書類作成を増やすことはやめていただきたいと思います。本来の教育に割ける時間が減ってしまいます。報告義務を増やすのであれば、予算と人員の大幅増を必要とします。これ以上、子どもたちとのふれあいの時間を増やさないようにしてください。	53	女	大学教員
53	【郵送】 ・現在、さまざまな問題が学校・教育の場にあるのは事実である。だが、その解決が「公」を押しつけて済むとは思えない。基本は「個人が尊重される」事だと考えている。そのためには、教職員も含め上意下達の制度は最も不適切である。お互いが尊重し、同等の立場で問題解決への道を求めていく、いけることこそが、今、必要であるのでは。	53	女	地方公務員
54	【郵送】 ・国の管理強化につながると思う。管理する=改善を言う図式に思えるが、どうも現場とのずれを感じてならない。行政は諸条件のサポートをすべきではないか。	53	女	地方公務員
55	【郵送】 I 基本的な考え方について 1 学校教育の中の困った問題の原因はいろいろですが、行き過ぎた競争と管理によって、学校が息苦しいところになっていることが大きな原因でしょう。それなのに、ますます管理を強める方向で改正が考えられているようです。根本から考え直していただきたいと思います。 2 息吹文部科学大臣は、人権をバターに例え、栄養はあるが取りすぎるといけないという発言をされたそうです。そうかもしれません。でも、日本は人権後進国です。体力がなく、栄養を必要としています。メタボリックシンドロームの心配はいりません。どんどんバターをとって、立派な体を作るべきです。人権の重視を基本に据えて考えてください。	74	女	
	【郵送】 憲法にのっとった教育を行ってほしいです。		女	
57	【郵送】 教育三法改悪には反対です。	59	女	検査業務
58	【郵送】 教育基本法改悪には反対です。 全国一斉学カテストは子供達にとっても悪影響をおよぼすと思います。 中止して下さい。	56	女	看護婦
59	【郵送】 教育三法(学校教育法、教員免許法、地方教育行政法)の改正には反対します。 学校基本法にそった教育をして下さい。	63	女	
	【郵送】 今でも大変な学校教育に大きな負担をかける改正には反対します。	69	女	
	【郵送】 やめてください。	43	女	教員
	【郵送】 「改正」絶対反対!	53	女	教員

63	【郵送】 予算がへらされ、保健室のシーツ等のクリーニング代をへらしてほしいと言われました。 教育に予算をもっとつけて下さい。 内容は、教師を信頼しまかせて下さい。	56	女	養護教諭
64	【郵送】 反対します。	59	女	教員
65	【郵送】 改正に反対する。	55	女	教育公務員
66	【郵送】 改正に反対します。	54	女	幼稚園教員
67	【郵送】 子どもや教職員の未来と現在を苦しめる教育三法案案反対	59	女	教員
68	【郵送】 改正に反対します。	58	女	地方公務員
69	【郵送】 「改正」の方向に反対します	53	女	公務員
70	【郵送】 反対します	57	女	公務員
71	【郵送】 反対です。	43	女	教員
72	【郵送】 反対します	59	女	教員
73	【郵送】 「改正」絶対反対します。 子ども達のことをもっと真剣に考えて下さい。	53	女	教員
74	【郵送】 改正に反対します	55	女	教員
75	【郵送】 改正に反対します	54	女	幼稚園教員
76	【郵送】 改正に反対します。	58	女	地方公務員
77	【郵送】 「改正」の方向に反対します	53	女	公務員
78	【郵送】 反対します	57	女	公務員
79	【郵送】 「改正」の方向に反対します	53	女	公務員
80	【郵送】 やめて下さい!	59	女	教員
81	【郵送】 反対です	43	女	教員
82	【郵送】 今、必要なのは人員です。余裕をもって働きたいです。 「改正」反対です。	56	女	養護教諭

	,			
83	【郵送】 改正に反対します	55	女	教員
84	【郵送】 改正に反対します	54	女	幼稚園教員
	【郵送】 前路 私は宮城で中学高校の教員として非常勤講師も含め、43年勤務し退職した者ですが、新聞に一週間に限って、法案に対する意見募集をするとあったので、私見を述べさせて頂きます。 (はじめに)先日テレビでフィンランドの元文相の方の対談を聞きました。「政府が教師を信用しないで教育が成り立つのですか?」と反問され、フィンランドでは幼稚園から大学まで給食費等も含めずべて無料、題わせるのではなく助け合う教育、補習は病欠などで遅れた生徒を個別指導、等話われていました。また子供も親も社会を体が教師に目おき、教師の社会的地位が高い、学力世界一は生徒が教師を信頼し、勉強している故かという話でした。又インドの投棄風景のテレビも見ました。日本の九九に対しインドはセクタ×2ケタを勉強とさいていましたが、小6の児童達が「333333」の答がわかる人」ときかれ大学生徒が手をかげていましたが、小6の児童達が「333333」の答がわかる人」ときかれ大学也と進が手をあげていました。「日本の円周率は3、0でよい、合影面積は教えなくて良い、」とは大違いです。(こう)、うきという、信息の円度達が「333333」の答がわかる人」ときかれ、上で上は大違いです。(こう)、うきをいう者は親に公立では駄目だと思わせる整か私立校のまわし者でしょう。ドコールやネパールの子供に「今何が欲しい」ときくど「学校に行きたい」と答える子が多い。皆授業中、目を輝かせ、先生の話を聞く、授業中いわむり、内職、携帯いじり、おしゃりから教室内をきまわる者、校舎を護す者もいる日本とは大違いです。教育の荒産、教育のの事生が必要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

〈一部私立校の経営状態について〉たけしのTVタックルというのを見た。「ゆとり教育は日教組の圧力か、そうでないとしても結果として彼らを喜ばすものだった」という評論家「教委が教師を監督するのは泥棒が泥棒を見張る様なもの」という奴、苛めの手口を教え、自身輩下をつれて出版社になぐり込みをかけたりした司会者、「あんた達が口をとざせば日本の教育は少しは良くなる」といってやりたい面々だったが、お白州によばれた罪人よろしく連中より一段低い椅子に坐らされた一私立小教師が「私の学校では教師が生徒に敬語を使う様命ぜられている「〇〇さん〇ページをお読み下さい」読み終えると「有難うございました」これでは生徒が教師を馬鹿にし、そのいう事をきかないのも当然であろう。

〈苛めについて〉「苛め」も「学級崩壊」も「不登校」も担任一人が解決する問題ではなく、学年全 体・学校全体でとりくむべき問題であるが、能力給導入では自分の失点になると担任は校長に 隠し、バウチャー制導入で評判が落ちると校長は教委に隠し、教委はメディアや警察に隠す今 既にあるこの傾向が助長されよう。他人の失点は己の得点と同僚は相談にのりアドバイスす る事もせず、見て見ぬふりをする様になる。一人の生徒を無期停学にするか退学やむなしとす るか、普通夜の九時、十時まで職員会議で議論する。校長の権限を高め、教員の発言を○じ て、普段その生徒の事をよく知らない校長がどうして断を下せるのか。「教師に相談しても何も 解決しない、かえって仕返しされる」「教師も苛めに荷担するケースもある」メディアは苛め被害 者にこう思わせようとするが、圧倒的多数の教師は苛めをやめさせようと努力し、解決した例 も沢山ある。苛めを減らすその①は教師の権限・・・権力ではない。暴力は絶対に不可だが机 の横に立たしたり、騒いで授業の邪魔をする者を教室外に出すのまで暴力というのは間違 い。叱責も言葉の暴力というのはおかしい。NHKの「言葉の壺」では「先生が職員室に来まし た」と「いらっしゃいました、おいでになりました」と教師には敬語を使う必要なしと教え、「わくわ く授業」は国語の教師でも自身は「デス・マス」の丁寧語を使い生徒が単語のみとか「~と思う」 とデス・マスを使わなくても注意しない。「子供の前で教師の悪口はいわない」「先生のおっしゃ る事に従いなさい」・・・韓国・中国・タイ・ドイツ・北欧各国で当り前とされている事が日本では 85 否定されている。

72 男 無職

②苛め加害者の出席停止は何ら解決策にならない。学校に来たり来なかったり、来ても午後からの様な生徒は「学校に来るなといった」とかえって喜び、盛り場をうろついたりする。栃木で以前あった中1の生徒の女教師殺しも、遅刻を咎められたのを逆恨みしてであった。この時も評論家は「皆の前で叱るのは良くない」と教師に非がある様に云っていたが、そこで③被害者の親は加害者の親に傷害罪精神的障害に対す慰謝料を求める民事訴訟をおこせと薦めるのはどうか、自殺したら相手から1億円位、半死半生の重傷なら一千万とかきめれば「苛め」は減ると思う。

〈学校監視の第三者による委員会設置〉以前新聞に「弁護士への相談」が連載されていた時の事ある親の「家の子が苛めの加害者になっている。どうすれば良いか」の問いに「共に謝りに行け」でなく「加害者の親と一緒に学校に落ち度がなかったかどうか調べ、あったら私に報らせて」だった。生徒を当分出席停止(停学)とするか、退学やむなしか、高校では夜九時十時まで職会で議論しあう。今からは校長に権限を集め教員の発言を禁じ、その生徒の事をよく知らない校長が独断で決めるのか、更に校長の上に戦中の配属将校よろしく、目を光らせている委員がいて、親の頼みを聞いた弁護士や県議、市町村議、暴力団関係者の委員等が「退学させるな」と圧力をかけてくるのか。

〈能力給について〉学校は年功序列で給料は差があっても、生徒の前ではベテランも新任も全く平等、男女も平等で女子教員が「お茶つぎ」という事もない。教師を主査、主任とタテ社会にして上意下達にしようとしているが、自分たちの担任がその上司に注意されたり、命令されたりを見た生徒が、その担任をナメるようにならないか。又、何をもって優秀教員として給料アップするか、私は生徒を自習させて自身が研究に没頭成果を生徒に発表させ読売科学賞をとらせた教員、上履きに氏名が未記入の生徒を集め、その上履きでビンタをとった暴力教師を知っている。彼も部活を全国大会に参加させた功労で給料アップなのか。教師に対する勤務評定は教委や学校長でなく、十年、二十年後の卒業生達がしてくれるものと思っている。

〈教基法改訂について〉私が遵守してきた教基法8条「特定な政党を支持する政治教育をしてはいけない」は残してあるのでしょうか。この特定政党は与党も含むと思いますが、又6条「教師の身分は尊重され」と10条「教育は不当な支配に属することなく」はどうでしょう。戦前、戦中の反省から再びものいえぬ教師にならないよう策定された法律ですが人が60歳え還暦を迎える如く、国も戦後60年を経て戦前に回帰する様です。

〈教育を右翼の手に委ねるな、商人の手にも委ねるな〉 防衛庁が省に昇格したのを受け石川島播磨などは増資をし、軍に納入したり輸出したりする 兵器生産を図っています。教育では右翼の首長が集めた右翼思想の教委の意向で私の出身 校は中高一貫校とされ扶桑社の歴史書とはいえない教科書使用が強制されます。「現憲法下 で国連軍参加は可能」という小沢や「将来は徴兵制を」という鳩山(由)などリベラルな学校に なぜこういう後輩がと思うけれど、教師の影響より親の影響の方が強いという事でしょう。教師 バッシングをする者が特にジャーナリストに多いが、恩師が一人もいない人(優れた先生とは 会っている筈だが、それを恩師と感じる事の出来ない人)は気の毒な人だと思います。 〈まとめ〉イソップ物語に「狼と羊」というのがあり、羊がどんなに理由を並べて命乞いしても「要 するにお前が食べたいのだ」といって襲いかかった狼の如く、フセインが「核はない。生物化学 兵器もない。ビンラディンも匿っていない」といっても「要するに石油が欲しい、中古の兵器を使 い切って新品を生産する兵器産業を助けたいのだ」といって襲ったブッシュの如く、どんなに「こういう事をすればこうなる」と説明しても「教育三法案はすでに実施を決めており、意見募集 はそういうポーズをとったにすぎない。はじめに結論ありき。」なのでしょう。能力給、免許更新 制、バウチャー制で脅し、「君が代に反対する者はクビ」「教師の職員会議での発言挙手禁止 (東京)」教師のロボット化を図り、教師をして警察同様組合を持たぬ集団にするのが目的と思 います。だが自分の意見を持つ事を封じられ、ロボット化された教師に「自主的に考え行動す る子供を育成」する事ができるでしょうか。

四無主義といわれた若者が今40代になり、校則は拘束、髪は伸ばそうが染めようが、ピアス をしようが、ミニスカート、ルーズソックスを履こうが本人の自由、バイク禁止は法律違反、校外 指導は教師の越権行為、遅刻位で目くじらを立てるな、学校には行きたいものだけ行けば良 い・・・この様に甘やかされ教師を馬鹿にし、教師不信の者(所謂底辺校では教師に敵意を持 つ者もいる)が今親となり、中に子供を虐待する者、給食費を払わない者(私のいる栗原市は 2%、隣の登米市は3%)又「給食費を払っているのだから「頂きます」「ご馳走さま」をいう様強 要するな等という様になっている。「角を矯めて牛を殺す」というが教師の懲戒権を否定した故 に苛め、非行が増え、公徳心が欠如し、義務責任を果たさぬ大人が増えたという再生会議や 中教審に現場の教師が一人も参加していない(元先生、元校長はいるが)再生会議には私と 年代もほぼ同じで戦争体験をなさった方も居られ、手紙を差しあげたら御返事も下さった良識 派の方もおられるが、ほとんどのメンバーは現場の実態を知らぬ大学教授や財界人である。 たとえば患者を手術するか、投薬で治すかは医師が自分で判断するが、投薬で治せ、薬はこ れを使えと命じる理事長がいたら大変であろう。「あの医師が手術をしぶるのは技術未熟でヤ ブだから」と噂を流されたら患者も家族もその医師に対する信頼感を失い、なおる病気もなお らなくなる。教育界ではそれが罷り通っている。宮城にしても高校の男女共学、学区廃止は在 校生、中学生、卒業生、有識者の意見を聞いた(アンケートをとった)というが現場教師の意見 には耳を藉さない。学区廃止で「選択の自由」をいうなら「男女別学」の学校を選ぶ自由があっ ても良い訳で本当の理由を隠すからこういう矛盾が生じる。

10年前まで世界一だった日本の学力が今世界の19位だという。日本が英米仏露の植民地化を免れたのは寺子屋で町民・農家の子も学び識字率も当時世界一だった事による。維新は薩長の下級武士がおこしたクーデターで彼等は会津藩士の骸を野晒しの侭にせよと命じる者達だが、その彼等でも「広く会議を興し万機公論・・・」の御誓文や「邑に不学の戸なく・・・」の学制発布をした。教育を「死の商人」どもの思うが侭に「国を守る気概をもち、北朝鮮やイランをアメリカの尖兵となって攻撃する他国に危害を与える民」「自ら考え行動する力を持たない若者」に育てても良いものか。文部科学省も上層部の方々は有名私立校を出て東大等高偏差値の大学を卒業したエリート、キャリアでしょうが「死の商人」のお先棒を担ぎ、今百年の計を謬らせようとしている事、今権力の走狗となっている自分を愧じて欲しいと思います。